

「郵送型入札」による
駐車場用地（北区有馬町）の貸付け
実施要領

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

参加申込期間：令和7年8月15日（金）～令和7年8月27日（水）

参加を希望される場合は、この実施要領をよくお読みいただき、
内容を十分理解した上でご参加ください。

神戸市経済観光局観光企画課

目 次

1. 事業の概要	p. 1
2. 入札物件	p. 1
3. 主なスケジュール	p. 1
4. 賃貸条件	p. 2
5. 土地利用の制限	p. 2
6. 駐車場の運営について	p. 2
7. 入札参加資格	p. 3
8. 入札手続き	
(1) 入札参加申込み	p. 5
(2) 質問の受付	p. 6
(3) 入札必要書類の送付	p. 6
(4) 入札保証金の納付	p. 6
(5) 入札書等の提出	p. 7
(6) 開札	p. 8
(7) その他	p. 8
9. 契約手続き	
(1) 契約締結	p. 9
(2) 契約保証金	p. 9
10. 土地の引渡し	p. 9
11. 入札保証金返還・帰属	p. 9
12. 入札の無効	p. 9
13. 物件概要書・物件平面図	p. 11
14. 賃貸借契約書（予定様式）	p. 24
15. 様式記入例	p. 30

1. 事業の概要

当該地周辺には、神戸市内有数の観光資源である有馬温泉街や六甲山系の登山道が位置しており、特に紅葉シーズンをはじめとする行楽期には、国内外から多数の観光客が訪れる地域となっています。一方で、観光客数に対して駐車場の供給が十分でない状況が長年の課題となっており、観光地としての受入環境の整備が求められています。

こうした背景を踏まえ、本事業では、遊休地である当該地において民間事業者の有する専門的な技術、ノウハウを活用し、駐車場の運営・管理を行うことにより、施設の維持管理の効率化を図るとともに、利用者の利便性および快適性の向上を目指すものです。併せて、有馬地域全体の観光振興および地域活性化に資することを目的とします。

入札への参加を希望される場合は、この要領に記載の事項を承知のうえ、入札に参加してください。また現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで、落札後の辞退や貸付期間中の撤退がないよう、計画的に入札に参加してください。

2. 入札物件

物件の貸付条件等については、物件概要書・物件平面図（P. 11～P. 23）を確認してください。

所在地	面積（実測）
神戸市北区有馬町字地獄谷1601番1 のうち	381.03㎡

3. 主なスケジュール

入札参加申し込み	令和7年8月15日（金）～8月27日（水）午後5時 ※必着 ※一般書留または簡易書留にて郵送
▼	
質問の受付	令和7年8月15日（金）～8月27日（水）午後5時
▼	
入札保証金納付	入札書提出（入札）までに神戸市の公金収納取扱金融機関で納付してください。
▼	
入札	令和7年9月9日（火）～9月16日（火）午後5時 ※必着 ※一般書留または簡易書留にて郵送
▼	
開札	令和7年9月17日（水）午前10時より
▼	
契約	【契約締結期限】令和7年9月30日（火）午後5時 ※入札保証金が契約月額賃料の3か月分に満たない場合は、その差額を契約締切日までに納めていただきます。
▼	
物件の引き渡し	現地にて物件の引き渡しを行います。
▼	
貸付料等の支払い	貸付料は原則として、毎年度2回、前期分は4月30日、後期分は10月31日が納付期限になります。

4. 賃貸条件

- (1) 貸付方法
土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条】
- (2) 貸付期間
契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
なお、契約期間には、駐車場整備に要する期間及び原状回復に要する期間も含まれる。
- (3) 用 途
平面駐車場（時間貸し駐車場。月極駐車場不可。立体駐車場不可）
- (4) 最低月額賃料
41,342円（税抜き）（この金額未満の応募は無効となる）
- (5) 契約保証金 月額賃料の3か月相当額
 - ① 土地賃貸借契約（以下「本契約」という。）締結時までに、神戸市（以下「本市」という。）が発行する「納入通知書兼領収書」により、本市の公金収納を行っている金融機関で納付すること。
 - ② 本契約の期間満了時に、借受者が工作物等を撤去し、本件土地を本市に返還した後、未払い債務等を差し引いた上で無利息にて返還すること。
- (6) 土地の返還にかかる原状回復義務
貸付期間中は施設の維持管理を行い、貸付終了後に良好な状態で原状回復の上返還しなければならない。ただし、駐車場の機能向上の為に市と事前に協議の上、施設更新を行った部分については、原状回復の必要はないものとする。
- (7) 契約の履行
契約の条項違反若しくは不履行があったときは、原則として、次の措置を講ずる。
 - ① 違約金の徴収（賃料の12か月分）
 - ② 損害賠償の請求
 - ③ 契約の解除※上記①の違約金は、違反若しくは不履行がある都度支払うこと。
- (8) 市と借受者の共用部分について
物件平面図（P.23）に記載の「使用面積部分」については、市と借受者の共用部分とする。当該部分は貸付面積には含まないものとするが、駐車場利用者による通行は可能とする。共用部分において、駐車場利用者起因するトラブルが発生した場合は、借受者が責任を持って対応するものとする。一方で、駐車場利用者以外に起因するトラブルや、清掃等の管理については、市が責任を負うものとする。

5. 土地利用の制限

- (1) 本件土地については、時間貸し駐車場及び平面駐車場として使用しなければならない。月極駐車場及び立体駐車場としての使用はできない。平面駐車場の運営内容については、駐車場事業運営計画で明瞭に記載すること。
- (2) 本件土地は、現状有姿での引き渡しとし、旧有明山荘の駐車場として設置された工作物一式（アスファルト舗装、車止め等）が残った状態で引き渡しを行う。
- (3) 引き渡しを行った施設における貸付期間中の管理・補修等については、借受者の費用と負担で行うこと。また、これらの施設の補修や改修を行う場合は、本市と協議すること。
- (4) 電力の土地への引き込みは、借受者の負担において施行すること。供給位置や供給方法の内容により、調整に時間を要する場合がある。
- (5) 本件土地の引渡し日の翌日から起算して1か月以内に駐車場の営業を開始すること。
- (6) 物件平面図（P.23）に記載の、道路側に位置する1m四方の貸付部分については、空車・満車表示板および駐車場看板等の設置スペースとして使用するものとする。

6. 駐車場の運営について

- (1) 収容見込み台数
普通自動車 最大20台
- (2) 借受者は、事故、機器の故障等が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するものとし、本物件内の管理運営に伴って発生する利用者や近隣住民からの苦情等（満車時、路上の空き待ち車両の対応含む）については、すべて借受者が責任をもって対応するものとする。

- (3) 本物件の維持・管理に対する不備に起因する事故により第三者が損害を被った場合は、借受者は自らの責任において処理するものとする。
- (4) 借受者は、自らの責に帰す理由により本物件の全部又は一部滅失若しくは毀損したときは、それにより生じた損害について、市が算出した金額を損害賠償として支払うものとする。
- (5) 本物件は山間部に近接しているため、大雨時には土砂や落葉等が流入する可能性がある。このため、貸付範囲内においては、借受者の責任において定期的に確認及び清掃を行うものとする。また、通路部分を含む貸付範囲外において土砂等の流入等により駐車場の運営に支障が生じる場合は、その都度、市へ連絡するものとする。

7. 入札参加資格

次の各号の要件を全て満たしていること。

- (1) 自ら駐車場を運営しようとする法人であること。
 - (2) 駐車場運営に必要な資力及び信用を有すること。
 - (3) 土地賃料及び保証金の支払能力を有すること。
 - (4) 時間貸し駐車場の企画・運営について3年以上継続している実績を有する者であること。
 - (5) 以下の事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - ② 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません）。
 - ③ 本市における不動産の売払い又は貸付けに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - イ 借受者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。
 - オ 本市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用しているとき。
 - ④ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる法人。
 - ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について未納の税額がある企業。
 - ⑥ 借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。
 - ⑦ 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
 - ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。
 - イ 上記アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ 上記ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
 - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2 条第2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱（平成22 年5 月26 日市長決定）第5 条に該当する者）。
- ※提出された法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があるとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象になります。

【参考】

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）抜粋】

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

8. 入札手続き

(1) 入札参加申込み

入札参加希望者は、下記の要領により入札参加申込みを必ず行ってください。参加申込期間中に提出書類が到着しない場合は、入札に参加することができません。

参加申込みの受付	参加申込期間中に必要書類を以下の宛先まで提出してください。 参加申込期間：令和7年8月15日（金）～8月27日（水）午後5時まで
送付先	〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 神戸市経済観光局観光企画課 <u>※一般書留・簡易書留にて郵送してください。</u> <u>※宛名ラベル（様式4）をご利用ください。</u>
提出書類	1～7の書類を提出してください。（各様式は神戸市ホームページよりダウンロードしてください） ①郵送型入札参加申込書兼誓約書（様式1） ※必要事項を記載し、実印を押印してください。 ※落札後の賃貸借契約の締結は、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」に記載された名義でのみ行いますので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。 ②様式1の添付書類（発行後3か月以内のもの） （ア）印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） （イ）登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ） ③神戸市税の滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの） ※新長田合同庁舎にて取得してください。 ※神戸市内に納付すべき市税がない場合は、その旨を申し立てる「申立書」を提出してください。 ④国税の納税証明書その3の2またはその3の3（発行後3か月以内のもの） ※納税地の所轄税務署で取得してください。 ⑤委任状（様式2）及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）の写し （代理人〔受任者〕による入札及び契約を希望する場合のみ） ⑥時間貸し駐車場運営の経験を3年以上有することを証するもの ※事業パンフレット等の印刷物、申込者が運営するホームページ等、申込者の駐車場運営事業の経験がわかるもの（ホームページ等を印刷したものの場合は、印刷物に当該ページのURLを記載すること） ⑦賃借用地における施設等配置計画図および駐車場事業運営計画 ※計画図はA3、縮尺1/250以上とし、駐車区画数と料金設定を明確にすること
注意事項	- 入札参加申込みは指定した郵送方法で行ってください。理由の如何を問わず、窓口での受付は一切行いません。 <u>※参加申込期間を過ぎて書類が到着した場合、いかなる理由があっても受理しません。</u> - 入札参加申込者から一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。 - 書類到着のお問い合わせにはお答えできません。書留受領書に記載の引受番号にて、ご自身で確認してください。なお、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。 - 入札参加申込み後に、住所、氏名、代表者名等の変更があった場合は、経済観光局観光企画課まで連絡してください。

(2) 質問の受付

要領の内容について質疑がある場合は、下記の要領で電子メールにより質問を受け付けます。

受付期間	令和7年8月15日（金）～8月27日（水）午後5時まで
送付先	kobe_tourism@city.kobe.lg.jp
注意事項	・質問は郵送型入札参加申込書兼誓約書の提出者からのみ受け付けます。 ・様式は任意としますが、電子メールの件名には「北区有馬町の貸付けに関する質問」と記載してください。 ・質問は簡潔に記載ください。 ・複数の質問がある場合には、箇条書きとし、質問内容ごとに付番してください。
回答	・回答は要領の追補とみなし、郵送型入札参加申込書兼誓約書の提出者に対して順次回答予定です。ただし、質問者の営業秘密に関わる事項等については、質問を行った郵送型入札参加申込書兼誓約書提出者にのみ回答することもあります。 ・回答は入札参加申込者の担当者連絡先の電子メールを通じて行います。上記時期までに回答が届かない場合は、経済観光局観光企画課までお問い合わせください。

(3) 入札必要書類の送付

入札参加申込み受付後、入札参加資格の適合を確認した後に、神戸市より下記の書類を郵送します。

発送予定日	令和7年9月3日（水）
送付書類	①通知文「受付番号の通知及び入札必要書類の送付について」 ②入札書 ③入札保証金提出書 ④入札保証金の「納入通知書兼領収証書」 ⑤入札書提出用封筒（白色） ⑥入札関係書類送付用封筒（茶色）
注意事項	・入札申し込みをされた方で、令和7年9月8日（月）までに上記の書類が到着しない場合は、経済観光局観光企画課まで電話にてご連絡ください。

(4) 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要があります。入札保証金を納める場合は下記の要領により納付してください。

入札保証金額	124,296円
納付方法	・P. 6「8. 入札手続き（3）入札必要書類の送付」で神戸市から送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。 ・納付済みの「納入通知書兼領収証書」の写しが入札書類提出の際に必要になります（P. 7「入札手続き（5）入札書等の提出」参照）
注意事項	・<u>入札保証金が納付期限までに納付されていない場合、入札は無効となりますので、余裕をもって納付してください。納付期限は入札期間最終日（令和7年9月16日（火））です。</u> ・入札保証金の納付には、神戸市から送付した「納入通知書兼領収証書」をご使用ください。所定の「納入通知書兼領収証書」以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は無効となります。 ・落札できなかった場合の入札保証金の返還方法については、P. 9「11. 入札保証金返還・帰属」を確認してください。 ・<u>落札後に契約を締結しなかった場合、入札保証金の返還はできません。また、今後2年間、本市が行う他の入札に参加することが出来なくなる場合がありますので、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで入札に参加してください。</u>

(5) 入札書等の提出

入札参加希望者は、P. 6 「8. 入札手続き (3) 入札必要書類の送付」で送付された書類により、以下のとおり入札をしてください。

基準を満たさない入札については無効になることがありますので、P. 9 「12. 入札の無効」をよく読んだうえで書類を提出してください。

入札期間	令和7年9月9日(火)～9月16日(火) 午後5時まで
送付先	〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 神戸市経済観光局観光企画課 ※一般書留・簡易書留にて郵送してください。
提出書類	① (A) 入札書提出用封筒(白色) (以下の手順で入札書を記載・封入したもの) ② (B) 入札保証金提出書 (以下の手順で記入・作成したもの)
書類の記載・封入手順	(A) 入札書提出用封筒(白色) (1) 「入札書」に必要事項を記載し、実印(委任されている場合は、受任者の届出印)を押印してください。 ※物件概要書記載の最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は無効となります。 ※「入札書」への記載金額は最低月額貸付価格(税抜き)以上の月額貸付価格で、消費税抜きの金額を記載してください。落札後は、記載されている入札金額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額(小数点以下は切り捨て)を契約月額賃料とし、契約保証金額の算定も契約月額賃料を用いて行います。 ※金額のはじめの数字の前に必ず「¥」マークを記入してください。 ※インク又はボールペンにより記入してください。 (2) 「入札書提出用封筒(白色)」に必要事項を記入し、「入札書」のみを入れて封をし、実印(委任されている場合は、受任者の届出印)で割印をしてください。 (B) 入札保証金提出書 (1) 「入札保証金提出書」に必要事項を記載し、実印(委任されている場合は、受任者の届出印)を押印してください。 ※入札保証金の返還用口座内容については、通帳等により正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、返還に日数を要することとなります。 (2) 納付済の「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。 (3) 返還用口座の確認できる書類(通帳など)の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に貼り付けてください。 上記にて記載・封入した(A)入札書提出用封筒(白色)、(B)入札保証金提出書を「入札関係書類送付用封筒(茶色)」に封入のうえ、入札期間内に郵送(一般書留・簡易書留)にて提出してください。
注意事項	・1度提出した入札書は書換え、引換え又は撤回をすることはできません。 ・入札期間を過ぎて書類が到着した場合、いかなる理由があっても受理しません。 ・入札書等の到着の有無等のお問い合わせにはお答えできません。書留受領証に記載の引受番号にて、ご自身で確認してください。なお、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する意義を申し立てることはできません。 ・入札を辞退する場合は、神戸市より送付する通知文「受付番号の通知及び入札必要書類の送付について」の左下空白に入札辞退と記載し、同封している「入札書」及び「納入通知書兼領収証書」と併せて返送してください。

(6) 開札

入札書を提出した者で、開札に参加される方は以下の日程で開札を行いますので参加してください。なお、開札への参加は任意です。

日時	令和7年9月17日（水）午前10時より
場所	〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階 会議室
持参物	入札保証金の「納入通知書兼領収証書」（原本） ※入場時に確認させていただきます。入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。また、入場は参加申込者ごとに1名とします。
落札者の決定	有効な入札のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、後日、入札保証金の未納付や入札者の資格の欠如などP.9「12. 入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、有効な入札のうち次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。 ※同価の場合 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない神戸市職員にくじを引かせます。
落札者の発表	開札会場では、落札者の氏名（名称）及び落札金額を発表します。
結果通知	令和7年9月18日（木）発送予定※入札参加者全員に対して郵送します。

(7) その他

入札結果の公開	入札参加者全員の入札額（落札額含む）及び落札者名は公開とします。なお、落札者が法人の場合は、落札者の所在地及び連絡先（電話番号、担当部署等）も公開することがあります。
入札の中止	不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。
再入札	開札した場合に、予定価格以上の入札がないときは、再入札を行う場合があります。再入札の回数は2回以内とします。
入札全般の注意事項	- 一度提出された書類は、理由にかかわらず一切返却できません。 - 提出書類に記入漏れや実印の相違などがあった場合や添付書類の送付漏れがあった場合などは、入札に参加できない場合がありますので、書類の記載内容等を十分に確認したうえで入札書類を提出してください。 - 法務局調査、現地調査、関係機関への照会など十分に物件調査を行ったうえで、入札に参加してください。

9. 契約手続き

(1) 契約締結

契約締結	【契約締結期限】令和7年9月30日（火）午後5時 ・契約締結期限までに署名・押印した「賃貸借契約書」を経済観光局観光企画課に提出してください。 ・落札者は原則として、物件概要書（P. 11～P. 23）に記載している貸付期間の賃貸借契約を、神戸市と締結することになります。賃貸借契約書の予定書式はP. 24～29に記載しているとおりです。契約締結後は、これを遵守していただくこととなりますので事前に確認しておいてください。
必要書類	契約締結と併せて以下の書類等が必要です。 ①落札通知書（落札決定後、神戸市より送付） ②実印（代理人〔受任者〕が契約を締結する場合は、「委任状」に押印した代理人〔受任者〕の届出印） ※本籍地の市町村で取得してください。
契約の確定	契約は、神戸市が落札者とともに「賃貸借契約書」に記名・押印したときに確定します。

(2) 契約保証金

契約保証金額	契約月額賃料（落札額）の3ヶ月分です。
入札保証金の充当と追加納付	・契約の確定と同時に、入札保証金の全額を契約保証金に充当します。 ・入札保証金が契約保証金に対して不足する場合は追加保証金を神戸市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、契約締結日までに神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。
契約保証金の帰属	落札者が、契約締結期限までに契約に応じない場合には、納付した追加保証金は利息を付けずに返還します。

10. 土地の引き渡し

土地の引渡しは、契約締結後、市が指定する日に現状有姿で現地立会いのうえ引渡します。ただし、都合により現地立会いを行わない場合は、市が指定する日に現状有姿で引渡したものとします。なお、賃料の発生日は土地の引き渡し日とします。また、現地工事の着手は土地引き渡し後となります。

11. 入札保証金返還・帰属

返還方法	・落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の預金口座に振り込む方法により返還します。ただし、入札保証金は、その受入期間について利息は付きません。 ・返還には開札後2～3週間程度かかります。なお、口座情報に不備があった場合などは、返還に日数を要することがあります。
入札保証金の帰属	落札者が、契約締結期限までに契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は神戸市に帰属します。

12. 入札の無効

本実施要領に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- ・「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- ・「郵送型入札参加申込書兼誓約書」、もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- ・最低額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。
- ・「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ・「入札書」に記名及び押印がないとき。
- ・「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。

- ・一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- ・入札保証金を期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ・代理人（受任者）による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- ・入札者及びその代理人（受任者）が他の入札代理人（受任者）となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- ・入札者の資格のない者が入札したとき。
- ・本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- ・鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- ・「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- ・上記に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

1 3 . 物件概要書・物件平面図

☆注意事項☆

(物件概要書)

- 物件概要書は、入札参加者が貸付物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- 建物所有目的には使用できません。
- 最低月額貸付価格未満の入札は無効となります。

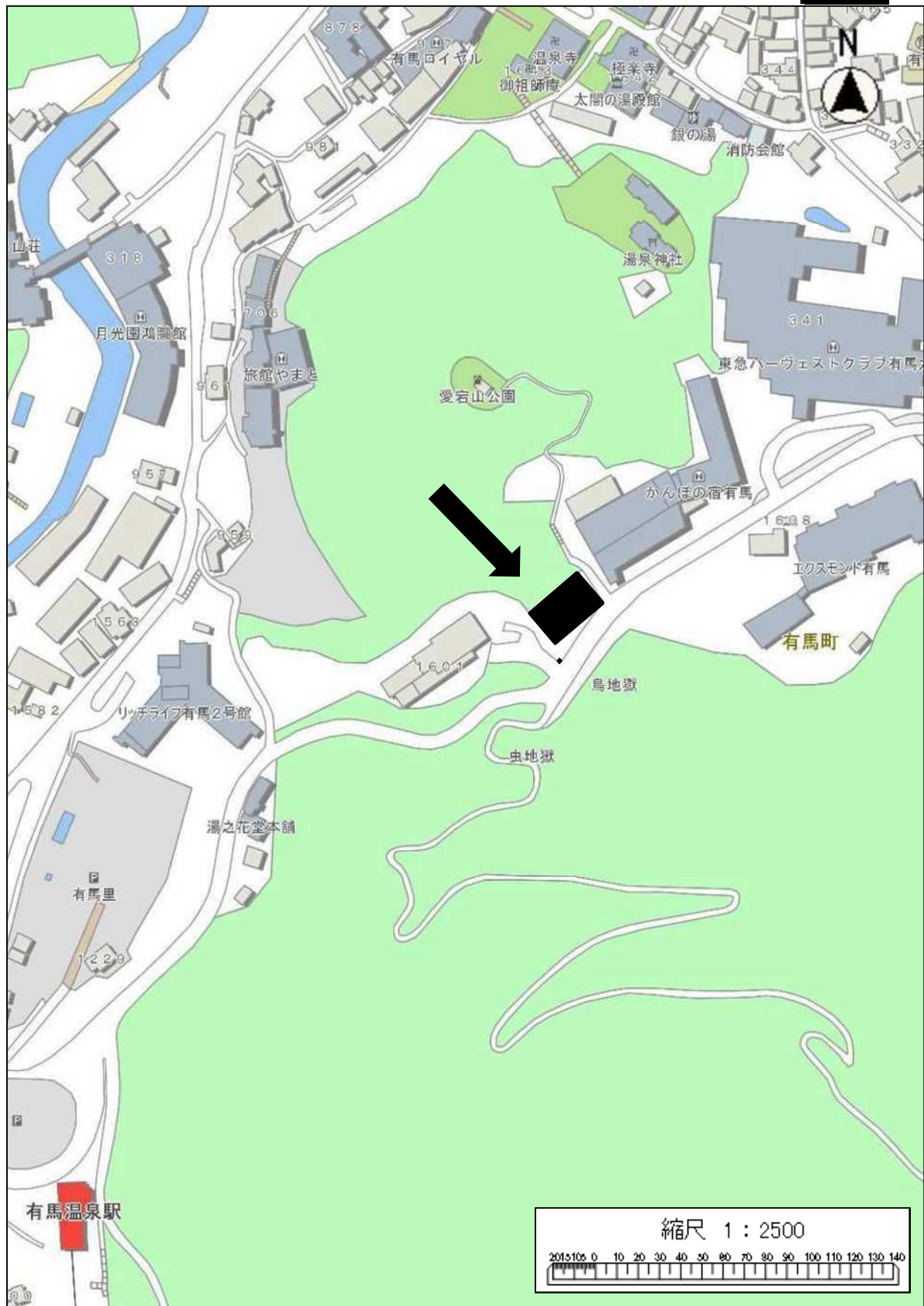
(物件平面図)

- 検討にあたっては物件平面図もあわせて参照してください。

物件概要書

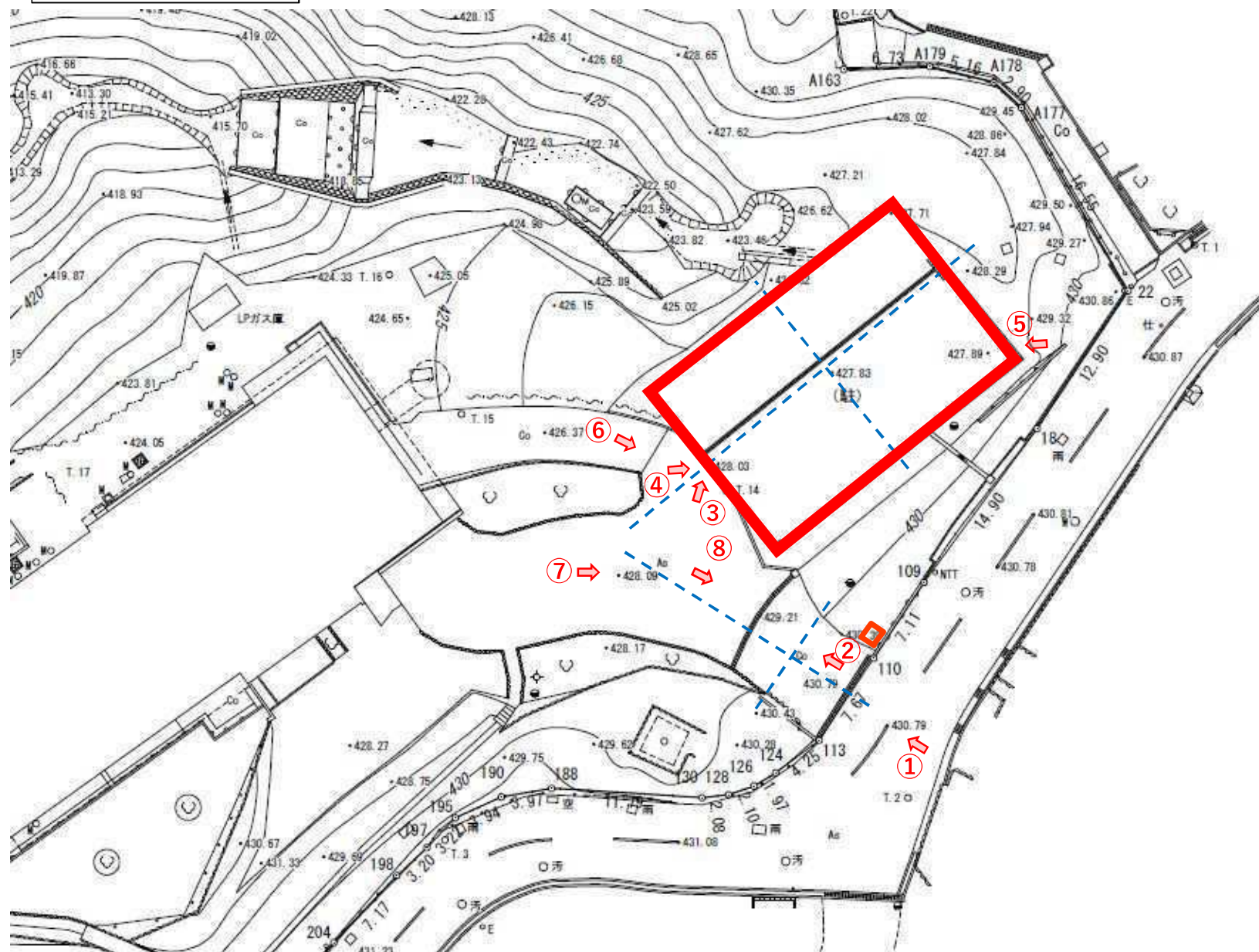
土地の概要	
所在地	神戸市北区有馬町字地獄谷1601番1 のうち
地目	現況：雑種地（公簿：山林）
貸付面積	381.03㎡（実測）
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条】
貸付期間	令和9年3月31日 ※貸付期間には、駐車場整備に要する期間及び駐車場設備等の取去に関する期間も含まれる。 ※管理状況が良好な場合、双方から延長の申し出がある場合に限り、最大10年まで契約を延長できるものとする。
用途	平面駐車場（時間貸し駐車場。月極駐車場不可。立体駐車場不可。）
最低月額貸付価格	¥ 4 1, 3 4 2 －（税抜き）（この金額未満の入札は無効） ※消費税及び地方消費税（10%）加算後の価格が契約月額賃料となる。 ※賃料は土地の引き渡し日から発生する。
入札保証金	¥ 1 2 4, 2 9 6 －（落札後は保証金に充当する）
特記事項	・「使用面積部分」については、市と借受者の共用部分とする。当該部分は貸付面積には含まないものとするが、駐車場利用者による通行は可能とする。共用部分において、駐車場利用者に起因するトラブルが発生した場合は、借受者が責任を持って対応するものとする。一方で、駐車場利用者以外に起因するトラブルや、清掃等の管理については、市が責任を負うものとする。 ・道路側の1㎡については、看板や空車満車の案内標識を設置すること。 ・周辺施設の利用者等の利用促進が図られるように、駐車場の利用状況を踏まえ、適宜、料金設定など運営内容の見直しに努めるとともに、神戸市との協議に真摯に応じること。 ・駐車場利用客が快適に過ごせるよう定期的に清掃を行うことに努めること。 ・貸付期間中は施設の維持管理を行い、貸付終了後に良好な状態で原状回復の上返還しなければならない。ただし、駐車場の機能向上の為に市と事前に協議の上、施設更新を行った部分については、原状回復の必要はないものとする。 ・貸付対象地には、工作物（アスファルト舗装、車止め等）がある。貸付期間中の管理及び補修等については全て落札者の責任と負担で行うこととする。 ・貸付期間中は施設の維持管理を行い、貸付終了後に良好な状態で原状回復の上返還しなければならない。ただし、駐車場の機能向上の為に市と事前に協議の上、施設更新を行った部分については、原状回復の必要はないものとする。 ・物件への電力の引き込みについては、電気使用にかかる手続きは落札者の責任と負担において適切に行うこととする。

位置図



(C)PASCO (C)GeoTechnologies, inc

現地写真方向図



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥

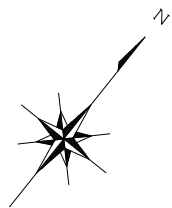


写真⑦



写真⑧





求 積 図 S=1/200 (A3)

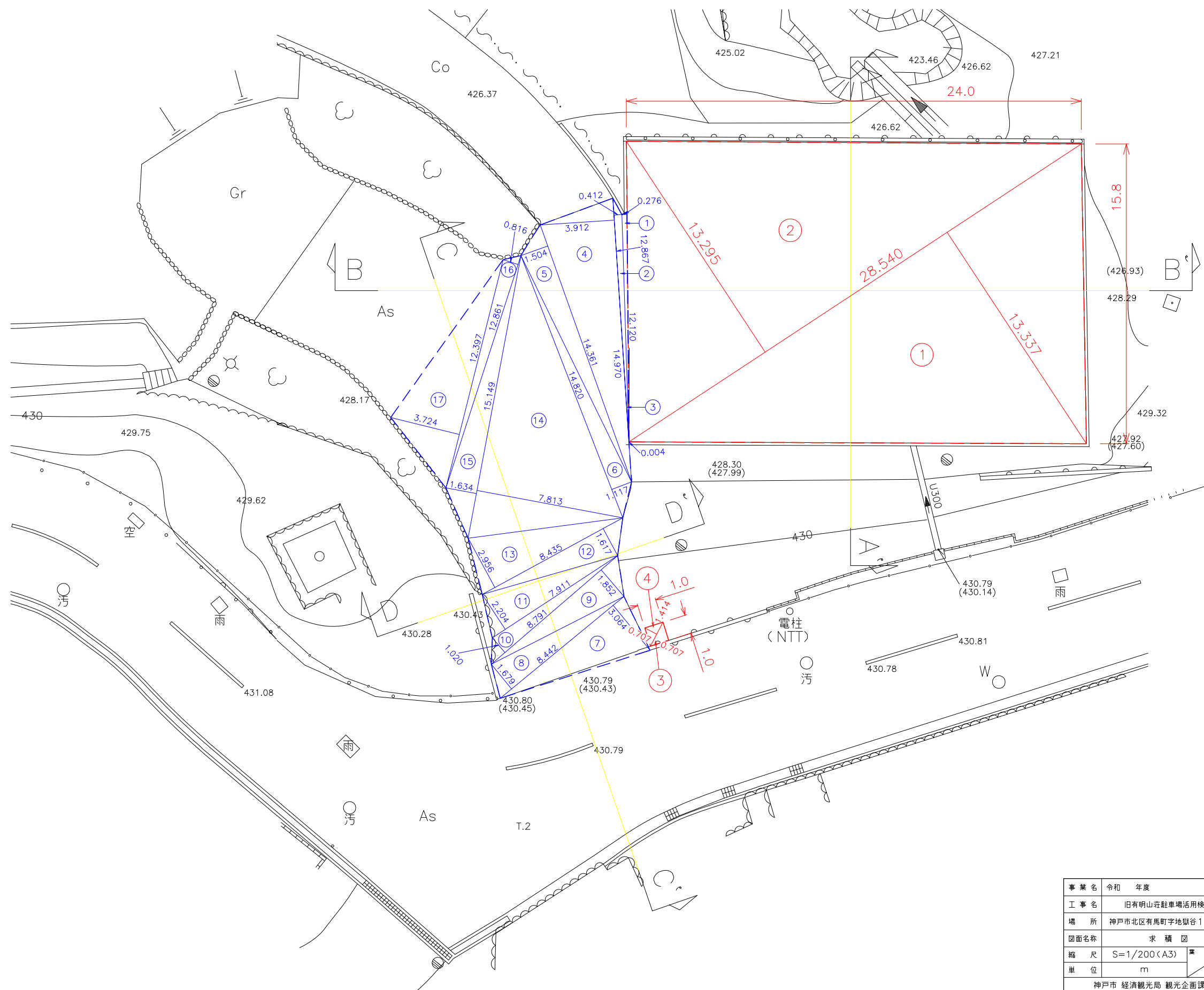
凡 例	
記 号	種 別
	占用面積
	使用面積

求積表（占用面積部）

No.	底辺	高さ	面積
1	28.540	13.337	380.6379
2	28.540	13.295	379.4393
3	1.414	0.707	0.9996
4	1.414	0.707	0.9996
合計			762.0764
1/2			381.0382
面積			381.03 m2

求積表（使用面積部）

No.	底辺	高さ	面積
1	12.120	0.276	3.3451
2	12.867	0.412	5.3012
3	14.970	0.004	0.0598
4	14.970	3.912	58.5626
5	14.361	1.504	21.5989
6	14.820	1.117	16.5539
7	8.442	3.064	25.8662
8	8.442	1.679	14.1741
9	8.791	1.852	16.2809
10	8.791	1.020	8.9668
11	7.911	2.204	17.4358
12	8.435	1.617	13.6393
13	8.435	2.956	24.9338
14	15.149	7.813	118.3591
15	15.149	1.634	24.7534
16	12.861	0.816	10.4945
17	12.397	3.724	46.1664
合計			426.4918
1/2			213.2459
面積			213.24m2



事業名	令和	年度	事業
工事名	旧有明山荘駐車場活用検討		
場所	神戸市北区有馬町字地獄谷 1601番		
図面名称	求 積 図		
縮 尺	S=1/200 (A3)		素
単 位	m		
神戸市 経済観光局 観光企画課			

(案)

〈様式06〉土地賃貸借契約書（民法第601条）

土地賃貸借契約書

（１）賃貸する土地

土地	地番	神戸市北区有馬町字地獄谷1601番1のうち
	地目	山林（現況：雑種地）
	地積	381.03㎡（公簿：16,805㎡のうち）

（上記土地のうち末尾図面の赤枠線内部分381.03㎡）

（２）用途

用途	駐車場
----	-----

（３）契約期間

始期	2025年9月●日から	1年6ヶ月間
終期	2027年3月31日まで	

（４）賃料等

賃料	前期分(4月1日～9月30日分)	●●円（月額●●円）	支払期日※	各年4月30日
	後期分(10月1日～3月31日分)	●●円（月額●●円）	支払期日※	各年10月31日
	支払方法	神戸市の発行する納入通知書により神戸市の指定する金融機関に納付		
	遅延利息	支払期日の翌日から支払日までの日数により年14.6%の利率で計算		
保証金		●●円		
違約金		●●円		

※なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

（５）賃貸人及び賃借人

賃貸人	神戸市
	担当部局：経済観光局観光企画課
賃借人	●●
	担当部署：○○部□□課

(案)

契 約 条 項

賃貸人神戸市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、頭書（１）に記載の土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実に義務を履行する。

（目的）

第１条 甲は、その所有に係る本件土地を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

２ 甲及び乙は、本件土地が公有財産であり、地方自治法第238条の５第４項の規定により、公用又は公共用に供することが優先されることを相互に確認する。

（用途指定）

第２条 乙は、本件土地を頭書（２）に記載の用途にのみ使用するものとし、建物所有その他の目的に使用してはならない。また、使用にあたっては、各種関係法令を遵守しなければならない。

２ 乙が前項の指定用途に供すべき期日は、 年 月 日とする。

（契約期間）

第３条 契約期間は、頭書（３）に記載するとおりとする。

（土地の引渡し）

第４条 甲は、本契約締結後速やかに、甲乙現地立会にて現状を確認したうえで、乙に対し、本件土地を現状有姿にて引き渡す。

２ 甲は、前項の規定により引き渡す本件土地が頭書（２）に記載の用途に適合することを保証するものではなく、乙は、同用途に適合させるために本件土地の整備等を必要とする場合は、第13条の規定により甲の承諾を得て、乙の費用と責任において整備等を行わなければならない。

（賃料）

第５条 乙は、甲に対し、頭書（４）の記載に従い賃料を支払わなければならない。

２ 前項にかかわらず、甲は、頭書（４）記載の支払期日以外の日を支払期日とする必要がある場合には、事前に乙に通知したうえで別に支払期日を定めることができる。この場合、乙は、甲の発行する納入通知書に基づき賃料を支払うものとする。

３ １か月未満の契約期間に係る賃料は、賃料月額を基礎として日割計算により算出した金額とする。この場合、１か月を30日として計算する。

（賃料の改定）

第６条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、賃料を改定することができる。

（１）甲が本件土地につき特別の費用を負担することになったとき。

（２）物価又は土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済情勢の変動により、又は近傍類似の土地の賃料に比較して賃料が不相当と認められるに至ったとき。

２ 甲は、前項の規定により賃料を改定する場合、乙に対し、書面により改定した賃料を通知する。

（保証金）

第７条 乙は、本契約から生ずる甲に対する債務を担保するため、甲に対し、保証金として、頭書（４）

(案)

に記載する金員を預託するものとし、これを本契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 2 甲は、前項の保証金の額が、賃料の改定によってその6か月分を下回ることとなった場合は、保証金の額を改定することができる。この場合、乙は、甲に対し、改定後の保証金と既納保証金との差額を預託するものとし、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。
- 3 乙は、保証金を預託していることを理由として、自己の債務不履行責任に対する抗弁とすることができない。
- 4 甲は、契約期間の満了、解除その他の事由により本契約が終了し、乙が第17条に規定する原状回復を完了した場合は、保証金の全額を無利息で乙に返還する。ただし、甲は、本件土地の返還時に、賃料、原状回復に要する費用その他乙について未払の債務が存在する場合は、当該債務の額を保証金から控除する。
- 5 乙は、前項の規定による保証金の返還が完了するまでの間、保証金を、賃料その他の債務と相殺することはできない。
- 6 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第13条の規定により甲の承諾を得て賃借権が第三者に譲渡された場合は、甲乙間で別段の定めをしない限り、保証金返還請求権は当該第三者に譲渡されるものとする。

(遅延利息)

- 第8条 乙は、賃料その他本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合は、甲に対し、これらに対する支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、遅延した金額に対して年14.6%の割合による遅延利息を、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。
- 2 前項の遅延利息の計算に当たっては、賃料等の額に1,000円未満の端数がある場合又はその全額が2,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、また、遅延利息の額に100円未満の端数がある場合又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は、本件土地を善良な管理者の注意をもって使用及び維持管理をしなければならない。

- 2 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガスの発生又は汚水の排出等、近隣に迷惑となる行為をしてはならない。

(紛争等の処理)

第10条 本件土地の使用及び維持管理に伴い発生する乙と第三者との紛争その他の諸問題については、乙の責任と負担において解決する。

(費用負担等の特約)

- 第11条 甲は、修繕を要する損傷・劣化等の原因の発生時期にかかわらず、本件土地の修繕義務を負わないものとし、当該損傷・劣化等に起因する乙の一切の損害について、その補償責任を負わない。
- 2 乙は、本件土地の維持管理及び修繕に要する経費をすべて負担する。
 - 3 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
 - 4 甲は、乙が本件土地に関して負担した一切の費用について、その補償責任を負わない。

(契約不適合責任)

(案)

第12条 甲は、本契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあつた場合でも、甲に対し、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害賠償の請求を行うことができず、また本契約を解除することができないものとする。

2 前項にかかわらず、同項の場合において、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者であり、乙が第4条の引渡しの日から1年以内に本件土地に本契約の内容に適合しない旨を甲に申し出たときは、甲は、履行を追完する責任又は当該不適合の内容及び程度に応じて賃料を減額する責任を負い、乙は、甲に対して相当の期間を定めて履行の追完を催告した上、当該不適合により使用目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

（転貸、譲渡等の禁止）

第13条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- (1) 本契約によって取得した権利の全部又は一部を譲渡又は転貸すること。
- (2) 本件土地の用途又は形状を変更すること。
- (3) 本件土地上に工作物等を設置すること。

2 乙は、前項の承諾申請をする場合は、甲が別途定める書式によるものとする。

（違約金）

第14条 甲は、乙が、第2条、第9条、若しくは前条の規定に違反した場合又は第22条の規定に該当する場合は、乙に対し、違反時の月額賃料の12か月分に相当する金額を違約金として請求することができ、乙は、これを甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であつて、第21条に規定する損害賠償の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第15条に規定する甲の契約解除権の行使を妨げるものではない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において、乙に対し相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず当該期間内に是正されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が賃料の支払を怠ったとき。
- (3) 保証金を支払期日までに納付しないとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号のほか本契約に違反したとき。ただし、次項の場合を除く。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 甲において、本件土地を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 第22条の規定に該当するとき。
- (3) 仮差押、仮処分若しくは強制執行等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 支払停止又は支払不能に陥ったとき。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てを受け、又は自らその申立てをしたとき。

(案)

(6) 合併によらないで解散したとき又は事実上その営業を停止したとき。

(7) 前各号のほか、信用状態に重大な変化が生じたとき、又は本契約に関して重大な違反をしたとき。

- 3 甲は、前項第1号の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対し、通常生じる損失を補償するものとし、その他の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対して一切補償をしないものとする。
(契約の終了)

第16条 天災地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失し又は棄損し、乙の使用目的が達せられなくなった場合は、本契約は当然に終了する。なお、甲は、滅失又は棄損した部分の修繕義務を負わず、乙の使用目的が達せられなくなるか否かは修繕がなされないことを前提に判断するものとする。

- 2 甲は、前項の契約の終了により乙に損害が生じたとしても、その損害について補償責任を負わない。
(土地の返還及び原状回復義務の特約)

第17条 乙は、本契約が終了する日までに（第15条の規定に基づき本契約が解除された場合又は前条の規定により本契約が終了した場合は、甲の指定する期日までに）本件土地を甲に返還しなければならない。

- 2 乙は、前項の場合、自己の費用をもって、本件土地に設置した物を収去し、本件土地の引渡し時の状態にまで原状回復して返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 3 乙は、契約期間の満了に伴い第1項の返還をする場合には、契約期間の満了日の6か月前までに、甲に対し、本件土地の返還に必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 4 甲及び乙は、第2項の規定により乙が行う原状回復の内容及び方法について、協議するものとする。

- 5 甲は、乙が第2項の規定による原状回復を行わない場合は、自ら原状回復のための措置を講ずることができ、乙は、甲の請求に従い、当該措置に要した費用を支払わなければならない。

- 6 乙は、第1項の期日までに本件土地を返還しない場合は、本契約終了日の翌日から返還完了に至る日までの賃料の倍額に相当する使用損害金を、甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 7 乙は、前項の場合において、本件土地の返還の遅延により甲に損害が生じたときは、甲に対し、前項の使用損害金とは別途に、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄の特約)

第18条 乙は、甲の承諾の有無及び理由の如何にかかわらず、甲に対し、本件土地に自ら投下した有益費及び必要費の償還を請求することができない。

(実地調査等)

第19条 甲は、必要があると認めた場合は、乙の使用状況について質問し、本件土地に立ち入って調査し、また、乙に対し、参考となるべき資料の提出及び報告を求めることができる。この場合、乙は、調査・報告等を拒み、又は妨げてはならない。

(届出義務)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、甲に対し、その旨を遅滞なく届け出なければならない。

- (1) 本件土地の現状に変更があるとき又は変更の恐れがあるとき。

- (2) 乙の法人名、商号、代表者、氏名、住所、連絡先等、本契約締結時に甲に届け出た事項に変更があるとき。

(案)

(3) 前各号のほか、本契約の維持に障害となる事実が生じたとき。

2 甲は、乙に対して通知をする必要が生じた場合は、前項の届出がない限り、本契約書記載の住所、法人名、商号、代表者、氏名に宛てて通知を行うものとする。

3 前項の場合において、乙が第1項の届出を怠ったため、前項の通知が延着したとき又は到着しなかったときは、当該通知は、通常到達するべき時に到達したものとみなす。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約に規定する義務を履行しなかったことにより甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が、本件土地の使用及び維持管理に起因する事故により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担において当該第三者に賠償しなければならない。

(暴力団等に対する除外措置)

第22条 本契約の締結にあたり乙が提出した市有不動産借用申請書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、甲は、乙に対し、第14条の規定により違約金の請求をし、また、第15条の規定により本契約の解除をすることができる。

(準拠法)

第23条 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約から生じる一切の法律上の争訟については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第25条 甲及び乙は、本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

下記賃貸人（甲）及び賃借人（乙）は、本件土地について上記のとおり契約したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印又は署名捺印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

賃貸人（甲）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造 印

賃借人（乙）

住 所

氏 名

印

神戸市長宛

「郵送型入札」による駐車場用地（北区有馬町）の貸付け

入札参加申込書兼誓約書兼承諾書

私は、「郵送型入札」による駐車場用地（北区有馬町）の貸付け実施要領(以下「実施要領」という。)に記載の内容を確認し、下記の物件の一般競争入札に申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

1. 入札物件

物件番号	所在地
	神戸市北区有馬町字地獄谷 1601 番 1 のうち

《その他申込書類と添付書類》

- ①神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
- ②委任状・代理人の本人確認書類(代理人による入札・契約をする場合)
- ③時間貸し駐車場運営の経験を3年以上有することを証するもの(事業パンフレット、ホームページの印刷等。ホームページの印刷の場合は、URL を記載すること。)
- ④賃借用地における施設等配置計画図および駐車場事業運営計画
※計画図は A3、縮尺1/250以上とし、駐車区画数と料金設定を明確にすること。

(法人の場合)

- ⑤印鑑証明書 ⑥履歴事項全部証明書 ⑦国税の納税証明書その3の3

(個人の場合)

- ⑧印鑑登録証明書 ⑨国税の納税証明書その3の2
- ⑩成年後見制度における登記されていないことの証明書 ⑪破産に関する証明書

2. 参加申込者

住所	〒 ー		
ふりがな 氏名			実印
生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
電話番号	() ー		
メールアドレス			

印鑑登録証明書・印鑑証明書のとおり記入・押印してください。

3. 書類送付・連絡先

以下の□欄に☑または■を記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒 ー TEL :
住所	☐	☐	
電話番号	☐	☐	
宛名	☐	☐	

・本申込書は申込物件ごとに作成し、写しを保管するようにしてください。

神戸市使用欄

受付番号	入札書提出日	保証金確認	入札結果	保証金返還

神戸市長宛

文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください

入札参加申込みの申請日を記入してください。

入札参加申込書兼誓約書兼承諾書

私は、「郵送型入札」による駐車場用地（北区有馬町）の貸付け実施要領（以下「実施要領」という。）に記載の内容を確認し、下記の物件の一般競争入札に申込みいたします。

申込みにあたり、実施要領に記載の入札参加資格を満たしていること、並びに添付資料を含む提出資料すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。なお、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加資格を喪失することがあることを承知しております。

また、今回の申込みにあたり提供した個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用することに承諾します。

1. 入札物件

物件番号	所在地
	神戸市北区有馬町字地獄谷 1601 番 1 のうち

《その他申込書類と添付書類》

- ①神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
- ②委任状・代理人の本人確認書類（代理人による入札・契約をする場合）
- ③時間貸し駐車場運営の経験を3年以上有することを証するもの（事業パンフレット、ホームページの印刷等。ホームページの印刷の場合は、URL を記載すること。）
- ④賃借用地における施設等配置計画図および駐車場事業運営計画
※計画図は A3、縮尺 1/250 以上とし、駐車区画数と料金設定を明確にすること。
- （法人の場合）
- ⑤印鑑証明書 ⑥履歴事項全部証明書 ⑦国税の納税証明書その 3 の 3
（個人の場合）

落札後、土地賃貸借契約を締結する名義人の情報を記入してください

⑧成年後見制度における登記されていないことの証明書 ⑨破産に関する証明書

2. 参加申込者

住所	〒 —		
ふりがな 氏 名	法人の場合は、印鑑証明書のとおり「役職・代表者氏名」を記入してください。		
生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
電話番号	() — 法人の場合は、代表者の情報を記入してください		
メールアドレス	印鑑登録証明書・印鑑証明書と同一の印鑑で押印してください。		

3. 書類送付・連絡先

以下の□欄に☑または■を記入してください。

資料の送受信が可能なアドレスを記入してください。

	参加申込者欄と同じ	右記のとおり	〒 —
住所	☐	☐	TEL :
電話番号	☐	☐	
宛名	☐	☐	

・本申込書は申込物件ごとに作成し、写しを保管するようにしてください。

参加申込者欄記載の住所（住民登録や登記上の住所）以外に送付を希望する場合のみ右欄に記入してください。この場合、郵便番号・電話番号も必ず記入してください。

確認	入札結果	保証金返還

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

法人

神戸市長あて

令和 年 月 日

1. 申請者は、以下のことを誓約します。

(1) 納期限が到来している神戸市税に未納の税額がないこと。

(2) 上記(1)が事実と相違する場合、「郵送型入札」による駐車場用地（北区有馬町）の貸付けにおける入札参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2. 上記1.(1)の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を「郵送型入札」による駐車場用地（北区有馬町）の貸付けにおける入札参加資格の審査及び確認に利用すること。

3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は令和8年3月31日とします。

申請者【法人】

(ふりがな)	
法人名	
(ふりがな)	
代表者 職・氏名	
法人番号	
登記上の本社・本店 所在地	〒 - ☐ 上記の本社・本店は神戸市の法人市民税の課税対象ではない。 ↑ 本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。
法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。 (本社・本店含む)	※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。
担当者名	法人へ市税に関して確認の連絡をすることがあります。 法人の担当者の氏名、連絡先を必ずご記入ください。 氏名： 電話番号：

令和 年 月 日

神戸市長宛

(入札者)
委任者

住所 _____

氏名 _____ 実印 _____

「郵送型入札」による駐車場用地（北区有馬町）の貸付け

委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸付にかかる一般競争入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

1. 入札物件の表示

物件番号	所 在 地
	神戸市北区有馬町字地獄谷1601番1 のうち

2. 代理人（受任者）

代理人（受任者）				届出印
住所	〒 —			
ふりがな 氏名				
生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女	
電話番号	() —			

- ・届出印には、スタンプ印を使うことはできません。
- ・受任者本人が確認できるもの（運転免許証・社員証など）の写しを提出してください。
- ・いただいた代理人（受任者）の個人情報は、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用します。
- ・申込み物件ごとに作成してください。

令和 年 月 日

神戸市長宛

文字・数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください

(入札者)
委任者

氏名

実印

「郵送型入札」による駐車場用地（北区有馬町）の貸付け

委 任

「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」
のとおり記入してください。

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸付にかかる一般競争入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

1. 入札物件の表示

号地・所在地は、実施要領P. 1「入札物件一覧」の
とおり記入してください。

物件番号	所 在 地
	神戸市北区有馬町字地獄谷1601番1 のうち

2. 代理人（受任者）

認印可。代理人の届出印は実印である必要はありません。
ただし、スタンプ式の印鑑の使用は認めません。

代理人（受任者）				届出印		
住所	〒 —					
ふりがな 氏名						
生年月日	T・S・H 年	月	日	性別		男・女
電話番号	()	—				

法人の場合、代表者の
情報を記入してください。

法人の場合は、印鑑証明書のとおり「役職・代表者氏名」を記入してください。
（役員証など）の写しを提出してください。

- ・いただいた代理人(受任者)の個人情報、入札参加資格確認のために警察等関係機関への照会資料として使用します。
- ・申込み物件ごとに作成してください。

●入札書類送付用宛名ラベル

入札書類送付時にコピーしてご利用ください。

〒 6 5 0 - 0 0 0 1

神戸市役所内郵便局留

神戸市経済観光局観光企画課
行

「郵送型入札」による駐車場用地（北区有馬町）の貸付け

入札書類在中

【問い合わせ先】

神戸市経済観光局観光企画課（代表）

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

【電話番号】078-984-0361 【FAX 番号】078-984-0360

【Eメール】kobe_tourism@city.kobe.lg.jp

【ホームページ】<https://www.city.kobe.lg.jp/a59688/shise/kobai/sell/kashitsuke.html>